

令和4年度第2回中間市福祉有償運送運営協議会 議事録	
日時	令和5年3月22日（水）10：00～
場所	中間市役所別館3階特別会議室
出席者	委員：篠田委員（会長）、小林委員、高亀委員、嶋津委員、貞包委員、池田委員、石井委員、安徳委員、榊田氏（代理人） 事務局：保健福祉部福祉支援課 冷牟田、障がい者福祉係 谷口
欠席者	黒土委員、東委員
傍聴人数	0人
会議次第	1 会長挨拶 2 委員自己紹介 3 事務局紹介 4 議事 報告事項 (1) 中間市福祉有償運送運営協議会設置要綱 (2) 中間市福祉有償運送運営指針 (3) 中間市における福祉有償運送の必要性について 協議事項 (1) 特定非営利活動法人にこりによる福祉有償運送の実施について
議 事	
事務局	<p>定刻となりましたので、ただいまから、令和4年度第2回中間市福祉有償運送運営協議会を開催いたします。</p> <p>本日は、お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。会議に入ります前に、出席委員のご報告をさせていただきます。事前に、委員1名より、欠席のご連絡をいただいております。委員総数10名中、出席9名で、委員の過半数以上の出席がございますので、中間市福祉有償運送運営協議会設置要綱第6条により、会議は成立することを報告いたします。それでは、配布資料の確認をさせていただきます。まず、「中間市福祉有償運送運営協議会委員名簿」、「座席表」、【資料1】として、「中間市福祉有償運送運営協議会設置要綱」、【資料2】として「中間市福祉有償運送運営指針」、【資料3】として「中間市における福祉有償運送の必要性について」、【資料4】として「特定非営利活動法人にこりによる福祉有償運送の実施について」を配布しております。資料の不足がございましたら、お知らせください。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、会議次第に沿って進めさせていただきます。</p>
事務局	<p>(次第1 会長挨拶)</p> <p>まず、会長挨拶に移りますが、この協議会の会長は、中間市福祉有償運送運営協議会設置要綱第5条により、保健福祉部長の篠田委員に会長をお願い致します。</p> <p>篠田委員、会長席にご移動願います。</p> <p>それでは篠田会長ご挨拶をお願い致します。</p>
事務局	<p>(次第2 委員自己紹介)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、本日が第2回目の会議ですが、お集まりいただいたの初めての会議となりますので</p>

	<p>で、皆様に自己紹介をお願いしたいと思います。</p> <p>なお、本日、「黒土 様」、「東様」がご欠席ですが、「東様」につきましては、代理人の方に出席いただいております。</p> <p>それでは、小林様から名簿の順に、着座のままで自己紹介をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(次第3 事務局紹介)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、事務局職員の自己紹介を致します。</p> <p>以上で、事務局の紹介を終わります。</p>
事務局	<p>それでは、議事に入ります前に、この会議については、原則公開することとなっておりますが、本日は、傍聴がありませんのでご報告致します。</p> <p>それでは、これより先の議事進行につきましては、会長をお願いしたいと思います。会長、よろしくおねがいいたします。</p>
会長	<p>では、これより議事に入ります。事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>(次第4 議事)</p> <p>報告事項(1)「中間市福祉有償運送運営協議会設置要綱」については、【資料1】をお配りしておりますが、第1回協議会の書面会議において、ご承認をいただいておりますことを報告いたします。</p> <p>次に、報告事項(2)「中間市福祉有償運送運営指針」について説明いたします。お手元の【資料2】をお配りしておりますが、報告事項(1)と同様に第1回協議会の書面会議において、ご承認をいただいておりますことを報告いたします。</p> <p>次に、報告事項(3)「中間市における福祉有償運送の必要性について」説明いたします。お手元の【資料3】をお配りしておりますが、報告事項(1)と同様に第1回協議会の書面会議において、ご承認をいただいておりますことを報告いたします。</p>
会長	<p>事務局から説明がございました報告事項の(1)から(3)は、書面会議においてご承認を頂いておりましたので、報告とさせていただきます。</p> <p>続きまして、協議事項に移ります。</p> <p>協議事項(1)「特定非営利活動法人にこりによる福祉有償運送の実施について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>協議事項(1)「特定非営利活動法人にこりによる福祉有償運送の実施について」説明いたします。お手元の【資料4】をご覧ください。</p> <p>遠賀郡岡垣町に所在し、北九州市や水巻町において、すでに福祉有償運送を実施しております「特定非営利活動法人にこり」様が、本市において、医療的なサポートを必要とする「障がい児」を対象に、福祉有償運送を実施するため、協議の依頼がございましたので、設置要綱第2条により、協議をお願いいたします。</p> <p>運送の対象者については、道路運送法施行規則第49条第2号のト(「その他肢体不自由」)の要件、【資料2】の運営指針の2ページにあります「5. 運送の対象(2)の⑦」の要件に該当する方です。配布資料の中に、運送の対象者に関する詳細な資料はございませんが、事務局にて、福祉有償運送の要件に該当していることを確認しております。</p> <p>本日、特定非営利活動法人にこり様にお越し頂いておりますので、福祉有償運送の実施の内容について説明をしていただきます。</p>
会長	<p>それでは、福祉有償運送の実施の内容について、「にこり」様より説明をお願いします。</p>

にこり	資料4に沿って説明
会長	ただいま、にこり様よりご説明がありましたが、この件に関しご質問ございませんでしょうか？
	委員から質疑なし
会長	質疑がないようでしたら、にこり様には退席をお願いします。なお、にこり様には、当協議会の意見を後日文書にて回答させていただきます。 にこり様、おつかれさまでした。
会長	ただいま、にこり様より、福祉有償運送の実施の内容について説明がありましたが、この件に関しご意見ありませんでしょうか。
A委員	【資料4】 につきまして修正を1点お願いします。現行の福祉有償運送の登録内容について、現在、北九州市と水巻町が記載されていますが、令和5年3月8日付け岡垣町も追加になっております。この部分の修正をよろしくお願いします。
B委員	私たちにも関係することだが、運転手の登録証について、写真と名前はプライバシーの関係で隠すようにとされています。福祉有償運送も変えたほうがよいのでは。
A委員	その件については、国の方でまだ検討中で、現時点で回答を申し上げられません。緑ナンバーの方の方針が決まってから、福祉有償運送の方も考えて頂いてもよいのではないかと思います。
会長	他に質疑がないようですので、協議事項(1)についてお諮りしたいと思います。 協議事項(1)「特定非営利活動法人にこり様による福祉有償運送の実施」につきまして、賛成・同意をされる方は、挙手をお願いいたします。
	委員6人挙手あり
会長	挙手多数でございます。 よって、協議会として、特定非営利活動法人にこりによる福祉有償運送の実施について合意したことといたします。今後の事業開始までの流れを、事務局より説明をお願いします。
事務局	当会議後、運送開始までの流れを、簡単ではございますが、説明いたします。 当協議会の意見は、後日にこり様に通知致します。にこり様は、その通知をもとに福岡運輸支局に福祉有償運送の登録申請をいたします。その後、福岡運輸支局にて審査が行われまして、審査をクリアされた場合に、登録が認められ、福岡運輸支局から、にこり様に福祉有償運送事業者としての登録証が発行される流れとなり、これにより本市において福祉有償運送を開始することができます。申請から運送の開始までに、1か月程度かかるものと思われます。本日は、福岡運輸支局東委員の代理の方がお越しですので、ただいまの説明内容について、補足説明がありましたら、よろしく願いいたします。

A委員	補足はありません。
会長	<p>(次第4 その他) ありがとうございました。 次に、「その他」に移ります。事務局お願い致します。</p>
事務局	<p>今後の福祉有償運送運営協議会の開催につきまして、ご説明いたします。 福祉有償運送運営協議会は、福祉有償運送にかかる事業者より本市に申請があった場合 や当協議会で承認頂いた内容に変更がある場合等に開催することとなっておりますの で、次回の開催につきましては、今のところ予定はございません。このため、会議を開催 致します場合は、事務局よりご案内致しますので、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>他に委員の皆様よりご意見はありませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">委員からの意見なし</p>
会長	<p>それでは、本日の議事はすべて終了しました。これもちまして、令和4年度第2回中 間市福祉有償運送運営協議会を閉会いたします。 本日は、どうもありがとうございました。</p>